

## 第15回 基本問題・影響調査専門調査会 議事要旨

(開催日時等)

- 1 日時 平成27年8月6日(木) 10:00~12:00
- 2 場所 合同庁舎8号館5階共用A会議室
- 3 出席者

会長	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
	高橋 史朗	明星大学教授
	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

(議事次第)

- 1 開会
- 2 「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づく来年度予算要求等の検討状況について
  - ・各府省庁ヒアリング
  - ・意見交換
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料1-1 女性の参画拡大に向けた取組について
- 資料1-2 女性活躍のための環境整備(困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備)について
- 資料1-3 社会の課題解決を主導する女性の育成について
- 資料2 基本問題・影響調査専門調査会におけるヒアリングについて(案)
- 資料3 岡本議員提出意見
- 参考資料1 女性活躍加速のための重点方針2015(ポイント)
- 参考資料2 女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- 参考資料3 男女共同参画・女性活躍推進に向けた重点取組事項について(平成27年6月22日男女共同参画会議)
- 参考資料4 「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づく来年度予算要求等の検討状況(全体版)

(議事概要)

○各府省庁の予算要求等が「女性活躍加速のための重点方針 2015」を踏まえたものとなるよう、来年度予算要求等の検討状況について各府省庁からヒアリングした上で、意見交換を行った。

○主な意見は、下記のとおり。

- ・企業の自主的な取組を促すため「見える化」を進めるのは効果的だと思うが、どのような枠組みで「見える化」を進めるのか。また、地方では中小企業が多いが、中小企業に対してはどうか。  
→ (厚生労働省) 公表する情報は事業主が適切に選ぶ枠組みとしている。これは現段階では女性活躍が進んでいないけれども、これから進めようと意欲をもつ企業に配慮したもの。中小企業については、地方の推進協議会も活用する。中小企業向けの助成金の要件に情報開示を加えることでインセンティブにしたい。
- ・行政分野の働き方改革のための予算が少ないが、研修などしか取組がないのか。  
→ (内閣人事局) 内閣人事局では研修等を行っており、具体的な取組については各省が実施している。
- ・働く女性側の昇進意欲を高めるといった意識改革は行わないのか。  
→ (厚生労働省) 女性が昇進したくない理由の多くは企業の雇用管理に起因する。新法により、企業の雇用管理に関する問題を解決することで、働く女性の意識改革にもつなげたい。
- ・パワハラとセクハラは重複するケースもあり、一元的な対応が求められるが、現状の労働局の体制でワンストップ機能を果たせるのか。  
→ (厚生労働省) 一元的な相談対応については問題意識を持っており、検討していきたい。
- ・性犯罪の法定刑を見直すべきか議論があるとのことだが、どのような議論が行われているのか。  
→ (法務省) 被害法益に対する社会の評価が変わってきていることから「性犯罪の罰則に関する検討会」において強姦罪の量刑の見直しや性交同意年齢の引き上げの是非について議論が行われている。
- ・性犯罪対策にばかり予算措置がされているように見受けられるが、ストーカーやDV対策への予算措置はきちんとなされているのか。また、被害者の救済を公費負担により実施可能な予算措置となっているのか。  
→ (内閣府) 女性に対する暴力の根絶に係る施策は、重点方針に盛り込まれている施策以外の施策も、予算措置を含めて存在する。  
→ (警察庁) 医療機関における体制整備のための予算が、被害者救済のための公費負担として計上されている予算にあたる。
- ・DV や性犯罪は日本社会の深刻な課題ととらえている。来年は政府が一体となってこの課題への対策を推進する1年としてほしい。性犯罪罰則の強化に向けた今後のスケジュールは。法制化の可能性はあ

るのか。

→（法務省）本日「性犯罪の罰則に関する検討会」において報告書がまとめられる予定。報告書を受けて、今後のスケジュールは決められるが、法改正を要する場合には今後法制審議会で御議論いただくこととなる。

○会長から各府省庁に対し、本日の議論を踏まえ概算要求内容の検討を深めていくことを要請した。